

# 基本計画



<基本計画の見方>

単位政策3 <<連携と交流>>  
 施策3-7 景観  
 主担当：都市整備部/都市計画課

市民と共有するまちづくり目標  
 【地域特色を生かした景観整備が進むまちづくり】

**この施策の目標**  
 松阪市の自然的景観や歴史文化的景観、都市的景観を市民や事業者と行政が協働で維持保全することにより、美しく、豊かな景観を次世代に継承していくとともに、誇りある景観を新たに創造していきます。  
 特に、城下町や街道沿いに培われた歴史的まちなみの保全に努めます。

項目	現状 (H25)	目標 (H29)
景観重点地区の指定	2地区	4地区

**この施策の現状**

- 本市は、美しい自然環境に恵まれ、歴史的、文化的に多様な個性が豊かな景観を形成していますが、歴史的まちなみを形成する家屋の取り壊しや周辺に調和しない建築物の建設などで、歴史文化的景観が損なわれつつあります。
- 三重県屋外広告物条例に基づき、違反広告物の除却や規制を行っていますが、派手な広告物や違反はり紙等が依然としてまちなみの景観を損ねる状況がみられます。

**この施策の課題**

- 景観重点地区（候補）に、歴史的まちなみに調和しない建築物等が建設されないように、景観重点地区に指定し、松阪らしい景観を保全する必要があります。
- 住民や事業者に対し、景観に対する普及・啓発活動を行い、景観のまちづくりや美しく豊かな景観の保全に対する意識を高める必要があります。
- 屋外広告物が周辺と調和したものとなるよう、三重県屋外広告物条例に基づき、違反はり紙等の除却や規制・指導を進める必要があります。

市民と行政がともに目指すまちづくりの目標です。  
 公募市民で構成する幸せシティサポーター会議や総合計画審議会、行政内部での協議を経て策定されました。

この施策を進める上で目指していく数値目標を記載しています。原則、現状の基準日は H25.4.1、目標の基準日は H30.3.31 です。  
 ※通年目標の場合、現状は H24 年度の実績値、目標は H29 年度の目標値を示しています。

**施策の展開**

<b>重点施策</b>	<b>歴史文化的景観形成の推進</b> 良好な景観の形成が特に必要な景観重点地区（候補）のうち地域住民の合意が得られた地区を景観重点地区に指定します。また、景観重点地区での景観形成等に補助金制度の周知・活用を促し、歴史的まちなみ景観の保全に取り組みます。 【重点地区】通り本町・角町一丁目周辺地区、市場庄地区 【候補地】松坂城跡周辺地区、商人町・職人町地区、射和・中万地区、六軒地区	主な事業 ・都市景観推進事業
<b>主要施策</b>	<b>美しい景観づくりの普及・啓発</b> 市民や事業者とともに美しく快適な景観づくりへの意識を高めるため、景観まちづくり事業等の企画を行い、景観保全意識の向上に取り組みます。	主な事業 ・都市景観推進事業
	<b>景観形成の誘導</b> 景観計画・景観条例などに基づく届出制度の運用を行い、積極的に良好な景観への誘導に取り組みます。	主な事業 ・都市景観推進事業
	<b>屋外広告物の規制・指導</b> 良好な景観を保全するため、屋外広告物の設置、管理について必要な規制や地域の景観と調和する指導を行い、無秩序な広告の氾濫の防止に取り組みます。	主な事業 ・屋外広告物事業
<b>【関連する計画】</b> ・松阪市景観計画（平成20年度～） ・松阪市環境基本計画～中間見直し版～（平成19年度～平成29年度）		
<b>【関連する施策】</b> ・施策2-6 文化（P ）、施策5-5 環境・再生可能エネルギー（P ）		

課題を解決するための主な施策を記載していますが、特に重点的に取り組んでいく施策を「重点施策」と位置付けています。

具体的に取り組む主な事業を記載しています。

この施策に関連する計画を記載しています。

この施策に関連する他の施策を記載しています。

市民と共有するまちづくり目標

【安心して救急医療が受けられる体制づくり】

この施策の目標

高齢化の進展や市民意識の変化などにより、救急利用が増加かつ多様化するなど医療を取り巻く環境が大きく変わっていく中で、救急医療体制の維持とともに、市民が身近な地域で救急医療を利用できる体制の充実に努め、市民が安心して生活できる社会を目指します。

項目	現状（H24）	目標（H28）
「かかりつけ医がいる」と答えた人の割合*	67.4%	75.0%以上

※平成 24 年 9 月に戦略経営課が市民 3,000 人を対象に実施した「市民幸せ調査」の結果。次回、平成 28 年度に実施予定。

この施策の現状

- 休日・夜間応急診療所に出務可能な医師の高齢化が進んでおり、また、市内の二次救急病院においても、医師や看護師の確保が困難となっています。
- 平成 18 年の医師および看護師不足による救急医療体制の崩壊の危機に瀕した際、地区医師会、市内の二次救急病院、行政の三者による連携により危機的状況を回避し、各病院における努力が続けられていますが、依然として二次救急の医療現場は厳しい状況にあります。また、日勤帯の救急搬送における患者受入れ先確保が難しい状況にあります。
- 平成 19 年から取り組んでいる救急医療の役割分担により、二次救急への負担は軽減できたものの、一次救急における患者数が急増し、休日・夜間応急診療所を担当する医師の負担などが増えています。

この施策の課題

- 限られた医療資源を効率的に活用していく必要があることから、広く市民の理解と協力を求めていく必要があります。
- 市民の救急医療に対する要望の多様化に伴い、一次救急<sup>7</sup>と二次救急<sup>8</sup>の一層の質的な充実が求められています。
- 二次救急医療は、採算性に関わらず提供されなければなりません。その財源については、公的な財政支援などについて検討していく必要があります。

7 外来で診察可能な、軽症で帰宅可能な患者を対象とする救急医療（開業医、休日・夜間応急診療所）。

8 入院や精密検査を必要とする中等症の病気を対象とする救急医療（松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院）。

## 施策の展開

重点 施策	<p><b>一次救急医療体制の充実</b></p> <p>救急時に、市民が混乱することなく適切かつ迅速に救急医療を受けられる体制づくりに取り組みます。また、日勤帯の救急搬送における患者受入れ先確保のシステムの構築に取り組みます。</p>	<p><b>主な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次救急医療体制事業</li> <li>・休日夜間応急診療所管理運営事業</li> </ul>
	<p><b>医療機器と施設設備の整備</b></p> <p>休日・夜間応急診療所の老朽化に伴い、新・健康センターを建設し、一次救急の拠点として、必要度に応じた医療機器の導入および更新を行い、老朽化した建物等を整備するなど、診療の充実に取り組みます。</p>	<p><b>主な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新・健康センター建設事業</li> <li>・休日夜間応急診療所管理運営事業</li> <li>・飯高診療所医療機器整備事業</li> <li>・飯南眼科クリニック医療機器整備事業</li> </ul>
主要 施策	<p><b>関係機関との連携強化</b></p> <p>医療環境の厳しさが増すなか、一次救急の開業医や二次救急の総合病院などとの連携を強化し、救急医療体制の充実に取り組みます。また、休日・夜間応急診療所について、地区医師会をはじめとした関係機関との綿密な連携と協力関係を保ち、将来にわたり質の高い救急医療サービスの提供に取り組みます。</p>	<p><b>主な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次救急医療体制事業</li> <li>・休日夜間応急診療所管理運営事業</li> </ul>
	<p><b>救急医療の適正利用</b></p> <p>平成 19 年から取り組んできた救急医療機能の役割分担について、必ずしも市民に浸透しきれていない状況であることから、今後も救急医療体制の維持や救急医療の適正利用を進めるため、広報活動の強化を図り、普及啓発に取り組みます。また、地域へ出向き、医療知識の普及啓発に取り組みます。</p>	<p><b>主な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療を考える集い事業</li> <li>・休日夜間応急診療所管理運営事業</li> </ul>

### 【関連する施策】

- 施策 5-3 消防・救急・救助 (P.94)

市民と共有するまちづくり目標

【救急医療体制が維持できるまちづくり】

この施策の目標

市民病院は、松阪地区医療圏における二次救急医療を含めた急性期医療を担当するほか、新型インフルエンザ等の感染症対策、大規模災害の発生時における災害拠点病院としての役割を担うなど、政策医療機関としての使命を担っています。今後も公立病院として高度で適正な医療を提供していくとともに、市民病院としての独自性を発揮し、継続的な病院経営基盤の強化や医療資源の充実を図り、市民のいのちを守る病院づくりを目指します。

項目	現状（H25）	目標（H29）
医師数	47 人	53 人
看護師数	259 人	290 人

この施策の現状

- 松阪地区の二次救急医療体制は、休日・夜間において 3 病院（松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院）の連携による輪番体制のもとで維持されています。
- 医師については、診療科のセンター化構想の実現を目指しながら戦略的・計画的な確保に努めています。また、看護師についても、診療科のセンター化構想や休床病床の稼動状況に合わせた戦略的・計画的な確保に取り組んでいます。
- 平成 20 年度の DPC/PDPS（入院医療費の 1 日当たり定額支払い方式）導入を契機として全職員の意識改革を進め、診療収入の増収、経費節減など経営改善に取り組んでいます。
- 病棟建設から 19 年以上が経過しているため、建物設備や医療機器が経年劣化により老朽化してきています。

この施策の課題

- 医師人事評価制度や看護師人事評価制度などを活用し、引き続き医師および看護師の確保を計画的かつ戦略的に進めていくことが求められています。
- 質の高い医療サービスを提供するため、老朽化した建物設備や大型高度医療機器等の更新を計画的に行っていく必要があります。
- 良質な医療サービスを提供するとともに、持続した健全な病院経営に向けた取り組みを進めていかなければなりません。

## 施策の展開

重点 施策	<b>医師・看護師等の確保</b> より質の高い安全・安心な医療の提供に取り組むため、県内外の大学病院や看護学校への訪問等による医師および看護師の確保に取り組みます。	<b>主な事業</b> ・医師・看護師人事評価制度の運用 ・ホームページ・市広報等による募集や大学病院等への訪問活動 ・修学資金貸与制度の活用等
	<b>医療機器および建物設備の整備</b> 老朽化した大型医療機器や建物設備等を整備し、医療サービスや診療提供体制の充実に取り組みます。	<b>主な事業</b> ・医療機器更新事業 ・建物附帯施設整備事業
	<b>病院経営の改善</b> 診療科別の収支状況の把握、他の病院のデータ収集・分析・比較を行い、業務遂行の目標を明確化し、病院経営の継続的な安定化に取り組みます。	<b>主な事業</b> ・経営分析や目標設定および管理の適正実施 ・診療報酬改定等の情報収集・対応
主要 施策	<b>センター化の推進</b> 循環器、筋骨系・関節（整形外科）、腎・泌尿器のセンター化に向けて、医師の確保、専門医の養成等を図り、質の高い医療を提供していきます。	<b>主な事業</b> ・医療機器の整備 ・診療室の改修等による診療環境の改善 ・医師の先進病院での研修によるスキルアップ ・専門医の育成をとおして質の高い医療の提供
	<b>感染症対策の充実</b> 指定医療機関としての役割を果たすため、新型インフルエンザなどの第二種感染症が発生した場合に備えた対策を強化していきます。	<b>主な事業</b> ・第二種感染症病床の運営 ・新型インフルエンザ等の備えとして医薬品の備蓄 ・「感染症危機管理ネットワーク会議」による取組
	<b>地域医療機関との連携強化</b> 地域の病院・診療所から選ばれる病院づくりに取り組むとともに、松阪中央総合病院や済生会松阪総合病院との輪番制による二次救急医療体制のさらなる充実に取り組みます。	<b>主な事業</b> ・二次救急医療体制の維持 ・充実並びにピンクリボン活動 ・予約センターの充実 ・臨床懇話会 ・市民公開講座の開催 ・地域の病院や診療所からの患者紹介率・患者逆紹介率の向上
	<b>過疎地における診療連携等の充実</b> 過疎地におけるへき地医療（外来診療）について、へき地診療所への代診医師の派遣、へき地診療所医師の研修等の受け入れ、地域住民に対する医療相談、健康講座など支援の強化に取り組みます。	<b>主な事業</b> ・へき地診療所への代診医師の派遣 ・へき地診療所医師の研修等の受け入れ ・地域住民に対する医療相談 ・健康講座などの支援強化
	<b>大規模災害への備え</b> 災害拠点病院としての役割を果たすため、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院とともに、県などの行政機関、医師会等と連携を深め、将来発生が予想される東海、東南海・南海地震等に対する災害対策の強化を行います。	<b>主な事業</b> ・大規模災害等に伴う患者の受入 ・広域搬送対応 ・被災地への DMAT ・医療救護班の派遣 ・DMAT による 2 府 7 県近畿合同防災訓練

### 【関連する計画】

- ・松阪市民病院のビジョン 2（平成 24 年度～平成 26 年度）
- ・策定予定（仮称）松阪市民病院のビジョン 3（平成 27 年度～平成 29 年度）

市民と共有するまちづくり目標

【地域の知恵を生かした健康づくり】

この施策の目標

市民が健康で豊かな生活を送ることができるよう、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、発病を予防する「一次予防」に重点を置いた健康寿命の延伸を目指します。また、職場や学校などと連携し、個人の取り組みである健康づくりを、地域で支援する環境づくりを進めます。

項目		現状 (H24)	目標 (H29)
1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している人の割合 (国民健康保険加入者の特定健康診査結果)	40～59歳	20.2%	30%以上
	60～74歳	39.7%	60%以上
子宮頸がん検診受診率		24.8%	30%以上
乳がん(マンモグラフィ)検診受診率		22.1%	30%以上

この施策の現状

- 「松阪市健康づくり計画」の推進の一環として、ウォーキングなどの運動の普及に取り組んでいますが、今後も若い年代から運動習慣の獲得に向けた取り組みが必要です。
- 健康づくり虹倶楽部など市民主体の健康づくりの取り組みが展開されてきましたが、住民協議会の設立によりその形態が変化する中、全域での健康づくりを広げるよい機会となっています。
- ピンクリボン運動<sup>9</sup>など、がん検診受診の啓発に取り組んでいますが、まだまだ受診率が低い状況です。
- 健康診査や健康教室、相談などの需要が高まっている一方、健康づくりの拠点である健康センターは許容を超え、老朽化しており、ニーズへの対応が困難になっています。

この施策の課題

- 行政主導の従来の提供型サービスだけでなく、市民や地域が力を発揮し、地域の特性を生かした健康づくり活動を支援していくことが求められています。
- 自分の体への関心を持つことやより良い生活習慣を獲得するためには、個々の取り組みだけでは実現しにくく、学校・企業などとの連携を進めていく必要があります。
- 健康づくりを支援するための情報発信や交流、人材育成などの機能も求められており、ソフト事業の充実とともに保健活動拠点の確保が急がれています。

9 乳がんの早期発見に検診が大切であることを理解し、検診の受診促進を目的として行われる啓発活動。

## 施策の展開

重点 施策	<b>市民の健康づくり活動の推進</b> 平成 23 年度に策定した「松阪市健康づくり計画」に基づく取り組みを推進するとともに、既存の健康づくりの組織や住民協議会との連携を図り、地域の特性を生かした市民主体の健康づくり活動に取り組みます。	<b>主な事業</b> ・健康づくり推進事業
	<b>女性特有のがん検診受診率の向上</b> 若年層の女性の受診率向上を目指し、受診しやすい体制整備を図るとともに市民病院や企業、保育園・幼稚園などと連携した検診啓発に取り組みます。	<b>主な事業</b> ・健康診査事業
	<b>保健活動拠点の整備</b> 健康診査や教室活動、相談等の市民ニーズに対応でき、これからの市民主体の健康づくりを支援できる機能を持った「新・健康センター」を建設し、保健活動拠点の整備を進めます。	<b>主な事業</b> ・新・健康センター建設事業
主要 施策	<b>感染症予防の推進</b> 感染症予防の知識の普及、予防接種事業の推進、新たな感染症に対する情報収集および情報提供と備蓄品の管理等に努め、感染症の発生およびまん延防止に取り組みます。	<b>主な事業</b> ・予防接種事業 ・感染症予防事業
	<b>母子保健事業の推進</b> 妊婦健康診査や妊婦相談、乳幼児の健康診査や相談、家庭訪問などの活動を展開し、妊娠から出産・子どもの心と体の健康づくりに取り組みます。また、不妊症や不育症に関する治療費等の助成などに取り組みます。	<b>主な事業</b> ・母子保健事業 ・1歳6か月児および3歳児健康診査事業 ・特定不妊治療費補助・不育症治療費助成事業
	<b>健康増進・健康診査事業の推進</b> がん検診・健康診査等の受診率向上に向けた啓発に積極的に取り組むとともに、各地区で健康教室や生活習慣病予防教室、健康相談事業を行い、生活習慣の改善と疾病予防に取り組みます。	<b>主な事業</b> ・健康づくり推進事業 ・健康診査事業 ・健康教育事業 ・健康相談事業 ・特定健康診査事業

### 【関連する計画】

- ・松阪市健康づくり計画（平成 24 年度～平成 28 年度）
- ・策定予定（仮称）松阪市健康づくり計画 2（平成 29 年度～平成 33 年度）

市民と共有するまちづくり目標

**【当たり前の幸せが実感できるまちづくり】**

**この施策の目標**

市民のだれもが住み慣れた地域で、自分らしく、尊厳を持って暮らし続けていけるように、住民協議会を主体とした福祉のまちづくりを推進し、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現を目指します。

項目	現状 (H24)	目標 (H28)
ボランティア派遣件数	874 件 (6,164 人)	954 件 (6,724 人)
地域福祉計画実践プランの推進	0 地区	43 地区

**この施策の現状**

- 都市化・核家族化の進展、少子高齢化の影響や生活様式・価値観の多様化等により、地域住民の交流は少なくなり、地域住民の連帯感や地域に対する親近感は希薄化し、地域が本来もっている相互扶助の機能は低下してきています。このため、高齢者や障がい者など生活上の支援を必要とする人、子育てに不安や負担を感じている人、ひとり暮らし世帯など孤立感を深めている家庭も増加している状況です。
- 平成 20 年秋の世界的な経済不況を契機に、生活の基盤である雇用状況や給与水準の改善は進まないなど、雇用環境は急激に悪化し、失業の急増、長期化を招くことになりました。特に、稼働年齢層を含む生活保護受給世帯が全国的に増加しているほか、非正規労働者や年収 200 万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加しています。

**この施策の課題**

- 全地区に住民協議会が設立されたことを踏まえ、小地域での地域福祉活動を推進するため、住民協議会を主体とした地域福祉活動の推進体制を構築する必要があります。このため、市や社会福祉協議会、地域での社会福祉関係者などが連携し、地域住民を主体とした地域福祉活動のサポート体制を強化する必要があります。
- 生活困窮者の自立を促進するためには、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する第 2 のセーフティネットの充実・強化を進める必要があります。

## 施策の展開

重点 施策	<b>地域福祉活動の推進</b> 地域福祉の向上を図るため、その担い手である社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉活動を進めます。	<b>主な事業</b> ・社会福祉協議会補助金
	<b>地域福祉計画実践プランの推進</b> 住民協議会を地域福祉活動推進の中核として捉え、その支援体制を強化することで、地域福祉計画実践プランを進めます。	<b>主な事業</b> ・社会福祉協議会補助金
主要 施策	<b>民生委員・児童委員活動の推進</b> 民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手として必要な支援を行うなど、大切な役割を担っていることから、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組みます。	<b>主な事業</b> ・民生委員児童委員協議会連合会活動費補助金 ・地区民生委員児童委員協議会補助金
	<b>ボランティア活動の支援</b> 地域福祉活動を支援するため、市民ニーズに応じたボランティアの発掘・育成や被災者支援のための災害ボランティアの養成など、ボランティア活動の充実に取り組みます。	<b>主な事業</b> ・社会福祉協議会補助金
	<b>福祉意識の高揚</b> 地域でお互いに気をかけたり、助け合ったりする意識が地域福祉の様々な取り組みの土台であり、日頃からのあいさつやご近所同士での付き合いなど地域福祉計画に掲げる地域での取り組みをサポートします。	<b>主な事業</b> ・社会福祉協議会補助金
	<b>地域連携活動サポートチームの活動強化</b> 地域福祉活動を支援するため、地域に入って地域住民とともに汗を流す地域連携サポートチームの活動の強化に取り組みます。	<b>主な事業</b> ・地域福祉計画の推進
	<b>生活困窮者等の自立の促進</b> 生活保護受給者を含め、広く生活困窮者を対象に就労による自立支援を促進するため、ハローワークによる市役所内での常設の窓口を設置することや、平成 27 年 4 月 1 日に施行される「生活困窮者自立支援法」を踏まえ、福祉関係機関との連携を図りながら生活困窮者自立相談支援事業などにより、生活困窮者の自立への取り組みを進める必要があります。	<b>主な事業</b> ・生活保護受給者就労支援事業 ・生活困窮者に対する自立支援の促進

### 【関連する計画】

- 松阪市地域福祉計画（平成 20 年度～平成 24 年度）
- 松阪市地域福祉計画実践プラン（平成 25 年度～平成 29 年度）

### 【関連する施策】

- 施策 4－6 雇用・勤労者福祉、消費生活（P.86）

市民と共有するまちづくり目標

**【高齢者が生きがいのあるまちづくり】**

**この施策の目標**

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らし続けられる仕組みづくり（地域包括ケア体制の構築）を目指します。具体的には、支援や見守りが必要な高齢者の個々の能力に応じた日常生活の自立を支援し、介護予防や地域での見守りなどに取り組みながら、切れ目のない医療・介護・保健福祉サービスの提供を図ります。また、一人ひとりの尊厳が守られ、その人らしい生活が送れるよう地域のネットワークの充実に取り組みます。

項目	現状（H25）	目標（H29）
二次予防対象高齢者に対する介護予防教室の開催	212 回	220 回
認知症サポーターの養成	12,049 人	20,000 人
高齢者安心見守り隊の育成	753 人	1,000 人
ボランティアポイント制度の推進（活動登録人数）	83 人	400 人
在宅医療連携拠点の整備	0 カ所	1 カ所

**この施策の現状**

- 平成 25 年に 43,268 人であった松阪市の高齢者人口は、平成 29 年には約 47,000 人に増加し、高齢化率は約 28%に上昇すると見込まれます。
- 今後も介護認定者数の増加に加え、認知症高齢者や高齢者単独世帯、高齢者夫婦のみの世帯の増加が見込まれ、介護サービスの需要と費用負担も増大する見込みです。
- 高齢者の相談窓口である「地域包括支援センター」は年々相談件数も増加する中で、その役割も市民に認識されつつあり、支援を必要とする高齢者やその家族の期待も増えています。

**この施策の課題**

- 現在、増大傾向にある医療・介護サービスの需要と費用負担について、持続可能な制度のあり方を検討する必要があります。また、在宅で療養する高齢者の増加を見据えて、在宅医療・介護の連携を強化し、多職種協働のあり方を探っていく必要があります。
- これからも地域で安心して住み続けることができるよう、市民の積極的な介護予防や認知症予防への取り組み、地域での見守りや支えあいが必要です。
- ひとり暮らしや寝たきりなど的高齢者に対する生活支援サービスの継続に努め、生活の不安を軽減するとともに、緊急性の高い高齢者虐待への対応や成年後見制度などの普及促進やサポート体制が求められています。

## 施策の展開

重点 施策	<b>二次予防対象高齢者に対する介護予防教室の開催</b> 要支援・要介護状態に陥らないように筋肉・骨・靭帯などの体の機能維持のための運動や栄養バランス等を考えた食事のあり方など、介護予防の各種講座を開催します。	<b>主な事業</b> ・二次予防対象高齢者施策事業（二次予防対象者通所型介護予防教室（運動器の機能向上、口腔機能向上、栄養改善、認知症予防に資する単独および複合プログラムの開催））
	<b>認知症サポーターの養成</b> 子どもから高齢者までの幅広い層の市民が認知症の人や家族を地域で温かく見守っていくため、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい理解の普及に取り組みます。	<b>主な事業</b> ・任意事業（認知症サポーター養成講座）
	<b>高齢者安心見守り隊の育成・地域活動の推進</b> 高齢者やその家族が安心して暮らし続けられるよう、地域で見守り、助けあうネットワークの充実を図り、その活動の中心となる人材を育成します。	<b>主な事業</b> ・任意事業（高齢者安心見守り隊養成講座および育成支援、徘徊高齢者SOSネットワーク事業）
	<b>ボランティアポイント制度の推進</b> 介護に関するボランティア活動を通じて、自らの健康増進と介護予防を図るため、啓発活動とともに活動される方の支援に取り組みます。	<b>主な事業</b> ・任意事業（松阪市高齢者ボランティアポイント制度の実施および運営）
主要 施策	<b>地域包括支援センターの機能強化と多職種協働の推進</b> 地域包括ケアの中心的役割が果たせるよう総合相談支援業務をはじめとして高齢者の権利を守り、より暮らしやすい地域にするため地域で支えあうネットワークづくりを進めます。	<b>主な事業</b> ・地域包括支援センター事業（地域包括支援センター運営事業、要援護高齢者実態把握訪問事業） ・在宅介護・医療連携推進事業
	<b>介護予防いきいきサポーターの養成</b> 介護予防について学ぶことで、自らの健康保持に努めるとともに、地域貢献活動として、周囲に介護予防の大切さやその技術を伝えていく人材を育成します。	<b>主な事業</b> ・一次予防対象高齢者施策事業（介護予防いきいきサポーター養成講座、まつさか元気アップリーダー養成講座）
	<b>次期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画の策定・計画に基づく推進</b> 高齢化の進展で医療・介護・福祉などにかかる費用が増大する中、特に介護予防施策や施設の整備、また介護保険料などについての介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画を策定し、計画に基づき取り組みます。	<b>主な事業</b> ・介護保険事業計画等策定事業（高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画の策定にかかる事業）

### 【関連する計画】

- ・松阪市第6次高齢者保健福祉計画および第5期介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）
- ・（次期）松阪市第7次高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）

市民と共有するまちづくり目標

【自立を支援できる体制づくり】

この施策の目標

障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重した支えあいのもと、障がい者が自らの意志に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画し、地域でその人らしく生きいきと自立した生活を送ることができるよう、住みよいまちづくりの実現を目指します。

項目	現状 (H25)	目標 (H29)
日中活動支援施設利用者数	730人	850人
グループホーム、ケアホーム入居者数	96人	124人

この施策の現状

- 障がいのある人がその人らしく地域で自立した生活が送れるよう、障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく福祉サービスの提供や相談窓口の拡充により、その人に応じた生活の支援や社会参加支援を行っていますが、就学する前、就学期、就学後でそれぞれ支援者や支援の内容が異なり、相談などの支援がその場で途切れてしまう状況がみられます。

この施策の課題

- 障がいのある人の社会参加や生きがい活動の支援のため、障害福祉サービスなどを充実し、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動、就労に対する支援などが求められています。
- 幼児期から就学・就労にいたるそれぞれの時期や、障がい者福祉制度のすき間で生じる問題を解消し、障がいのある人が、その人らしく地域で自立した生活を送るためには、幼少期から一貫した支援を行うことが重要であり、障がいのある人が身近に相談ができるような、関係機関のネットワークづくりを行い、生活全般をサポートする体制が求められています。
- 手話が障害者権利条約および障害者基本法で言語として認められたことにより、音声言語と対等な意思疎通手段として手話の理解と周知を促進すること、また、情報の取得と利用のための手段として手話を選択できる機会を拡大することが求められています。

## 施策の展開

重点 施策	<p><b>「育ち」の相談支援体制および拠点整備</b></p> <p>幼少期に見逃されがちな疾病等を把握し、なるべく早い時期に医療や教育などの支援を行うため、関係機関との連携を密にし、「育ち」に関する相談支援を強化します。また、心身の発達が気になる、または障がいのある児童への総合支援を行う施設を新しく整備し、地域における拠点としての機能を充実させ、発達が気になる児童への途切れない支援に取り組みます。</p>	<p><b>主な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども発達総合支援施設整備事業</li> </ul>
	<p><b>障害福祉サービスの充実</b></p> <p>障がい者が地域で支援を受けながら安心して自立した生活が送れるよう、在宅福祉サービスの円滑な提供と日中に活動する場を充実していきます。また、障がい者の生活に対応した居住の場を確保するため、グループホーム等の設置を進めます。</p>	<p><b>主な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付事業</li> <li>・訓練等給付事業</li> <li>・障がい者グループホーム等施設整備事業</li> <li>・医療費助成事業（障がい者）</li> </ul>
	<p><b>社会参加の促進および雇用支援</b></p> <p>障がい者のスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動などを支援し、積極的な社会参加や地域との交流を促進します。また、障がい者の生活相談に関する窓口の設置や、障がい者の就職の支援、企業訪問による理解の促進など、ハローワークなどの関係機関と連携した生活支援や雇用支援に取り組みます。</p>	<p><b>主な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者自立支援協議会事業</li> <li>・障害者福祉センター創作活動等事業</li> </ul>
主要 施策	<p><b>相談支援システムの整備</b></p> <p>障がい者のニーズに応じた専門的な相談支援を行うため、関係機関との連携を強化し、障がい者自立支援協議会を中心とした相談支援システムを整備します。</p>	<p><b>主な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者相談支援事業</li> <li>・障がい者自立支援協議会事業</li> </ul>
	<p><b>コミュニケーション支援の充実</b></p> <p>手話通訳者および要約筆記者の派遣体制等を強化し、障がい者等の生活支援や積極的な社会参加を促進します。また、聴覚障がいに関する周知・啓発、手話等への関心のある方が学べるような教室や研修を開催するとともに、教育や雇用などの関係機関との連携を強化し、安心した生活への支援につなげます。</p>	<p><b>主な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意思疎通支援事業</li> <li>・手話普及啓発事業</li> </ul>
	<p><b>障がいに関する正しい理解の促進</b></p> <p>あらゆるメディアを活用した広報を行い、障がいに関する正しい理解を促進するとともに、各種サービスの周知を効果的に行っていきます。</p>	<p><b>主な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者自立支援協議会事業</li> </ul>

### 【関連する計画】

- ・第3期松阪市障がい者計画（平成24年度～平成26年度）
- ・第4期松阪市障がい者計画（平成27年度～平成29年度）
- ・松阪市地域福祉計画実践プラン（平成25年度～平成29年度）

### 【関連する施策】

- ・施策2-1 子育て(P.44)、施策2-3 学校教育(P.48)、施策4-6 雇用・勤労者福祉、消費生活(P.86)